

東京都看護師等修学資金貸与事務取扱要綱

令和3年10月27日3福保医人第1601号
一部改正 令和5年5月25日5福保医人第198号
一部改正 令和6年8月19日6保医医人第1244号

(趣旨)

第1条 東京都看護師等修学資金貸与条例(昭和37年東京都条例第121号。以下「条例」という。)及び東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則(昭和61年東京都規則第116号。以下「規則」という。)に定める事務処理は、別に定めがある場合を除き、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(貸与の資格(条例第3条関係))

第2条 「同種の修学資金」とは、東京都育英資金及び地方公共団体による返還免除規定のある修学資金をいう。

- 2 改正前の条例の規定に基づき修学資金を貸与している場合は、その貸与を辞退したときに限り、改正後の条例の規定に基づき貸与することができるものとする。また、辞退は改正後の条例の規定に基づく貸与期間が開始する前月までに申し出なければならないものとする。
- 3 改正前若しくは改正後の条例の規定に基づく修学資金の貸与(以下「先の課程における貸与」という。)が終了し、又は廃止された場合は、同一の課程又は別の課程において再び貸与することはできないものとする。ただし、前項に基づくとき、先の課程における貸与の返還債務の全額が返還又は免除されたとき、又は先の課程に引き続いて別の課程に進学したときは、この限りではない。

(貸与の申込み(条例第6条関係))

第3条 貸与の申込みは、当該年度の在学学生を対象とした通常申込と、次年度の入学学生を対象とした予約申込みの原則年2回とし、学校又は養成施設等を通じて申し込むものとする。

- 2 予約申込みの対象者は、予約申込時において、都内に住所を有する都内の高等学校在学者とする。

(連帯保証人(条例第8条関係))

第4条 連帯保証人は、一定の職業をもち、かつ、独立の生計を営んでいる者とし、無職の者、年金受給者及び生活保護受給者は、原則として除くものとする。ただし、生活保護受給者が、以下の全てを満たしている場合はこの限りではない。

- (1) 保証能力のある者が他にいないこと。

- (2) 親権者又は法定代理人であること。
 - (3) 生活保護費以外の収入があること。
- 2 前項に掲げる要件のほか、連帯保証人は次の要件を満たす者とする。
- (1) 4親等以内の親族であること。
 - (2) 未成年でないこと。
 - (3) 本条例に基づく修学資金に関して、他の被貸与者、申込者の保証をしていないこと。
 - (4) 破産手続開始の決定を受けていないこと。
 - (5) 所得税法上の扶養に入っていないこと。
- 3 前項第1号の規定にかかわらず、別表に定める世帯人員に応じた平均月額以上の収入額を満たしている場合は、4親等以内の親族以外の者を連帯保証人とすることができる。
- 4 連帯保証人が前三項の要件を満たさなくなったときは、連帯保証人を変更するものとする。

(返還及び返還方法 (条例第11条関係))

第5条 返還期間及び月賦額は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 返還期間は、貸与総額を月賦額で除して得た期間とする。ただし、条例及び規則で定める期間を超えないものとする。
 - (2) 月賦額は、次のアからエまでに掲げる修学資金の貸与金額に応じ、当該アからエまでに定める額とする。ただし、修学資金の貸与を受けた者が、当該アからエまでに定める額以上の月賦額を希望する場合は、この限りではない。
 - ア 月額25,000円 25,000円
 - イ 月額50,000円 50,000円
 - ウ 月額75,000円 50,000円
 - エ 月額100,000円 50,000円
 - (3) 前号にかかわらず、返還債務のうち猶予される返還債務と猶予されない返還債務がある場合、猶予されない返還債務を25,000円で除して得た期間が、貸与総額を月賦額で除して得た期間を超えないときは、猶予されない返還債務の月賦額を25,000円とすることができる。
 - (4) 履行猶予の額に変更があったとき又は履行猶予が終了したときは、返還期間及び返還債務の額を再度、算定するものとする。
- 2 修学資金の貸与を受けた者は、一括又は月額単位の繰上げにより、修学資金の返還を行うことができるものとする。
- 3 返還金は、原則として口座振替とし、振替日に口座振替ができなかった場合に、納付書による納入とする。

なお、口座振替による引落しの開始は、都へ届出書類の到着があった日の翌月末とする。

(返還債務の履行猶予(条例第12条関係))

第6条 条例第12条第1項第1号の「引き続き養成施設又は大学院に在学しているとき」は、留年により、修学資金の貸与が終了した後も在学する場合には、在学期間中に限り、返還債務の履行を猶予することができることとする。

2 条例第12条第1項第4号の「引き続き当該各施設において看護業務に従事しているとき」は、以下のいずれかの場合とする。

(1) 退職日の翌日から再就職日までの期間が1月未満の場合は、引き続き期間とする。ただし、非従事期間は、免除に係る従事月数の算定からは除外するものとする。

(2) 常勤

ア 月128時間以上の雇用契約が締結されていること。

イ 指定施設又は都内施設における従事が、月の途中で開始又は終了する場合で、その月の従事期間が16日未満のときは、従事月として算入しない。ただし、同月内に別の指定施設又は都内施設に従事したときは、その月の従事期間に合算することができるものとする。

(3) 非常勤・短時間労働者

月128時間以上の雇用契約が締結されていない場合において、実勤務時間が月128時間以上であれば、その月を常勤とみなす。

3 条例第12条第1項第5号の「やむを得ない理由」は、以下のいずれかの場合とする。

(1) 災害

不可抗力により就業不可と認める場合には、返還債務の履行を猶予することができる。

(2) 疾病

医師の診断書に基づき、就業の継続ができないと認められる場合には、診断書に記載された期間の範囲で、返還債務の履行を猶予することができる。

なお、医師の診断書に期間の記載がない場合は、6月を限度とする。

(3) 出産

出産予定日の8週間前(双子の場合は16週間前)から、出産予定日又は出産日の1年後までの期間の範囲で、返還債務の履行を猶予することができる。

(4) 育児

育児休業として従事先施設が認める期間の範囲で、返還債務の履行を猶予することができる。

(5) 介護

育児・介護休業法に定める介護休業として従事先施設が認めた期間の範囲で、返還債務の履行を猶予することができる。

(6) 法人都合による免除対象外施設への異動

貸与者1名につき1回、3年間のみ返還猶予を認めるものとする。

(7) 改正前の条例の規定に基づく貸与を辞退して、改正後の条例の規定に基づく貸与

を受けた場合

養成施設卒業又は大学院修了後、改正前の条例の規定に基づく返還債務と、改正後の条例の規定に基づく返還債務の合計額が50,000円を超えるときは、改正後の条例の規定に基づく返還債務の履行を猶予することができる。

(8) 先の課程における貸与と別の課程における貸与を受けた場合

先の課程における貸与の返還債務と、別の課程における貸与の返還債務の合計額が50,000円を超えるときは、別の課程の返還債務の履行を猶予することができる。

(9) 貸与期間終了後も、引き続き養成施設又は大学院に在学しているときは、卒業又は修了の日の属する月の翌月から起算して六月を経過する日まで、返還債務の履行を猶予することができる。

(返還債務の免除 (条例第13条関係))

第7条 条例第13条第1項第1号及び第2号の「直ちに」は、原則として、被貸与者が卒業又は修了した年の4月末日までとする。

2 条例第13条第1項第5号の死亡日以降に納期限が到来する返還債務は、免除する。

3 条例第13条第1項第5号の「心身の故障」は、医師の診断書に基づき、現在及び将来にわたって就業が困難であると認められる場合をいう。

(延滞利子について (条例第14条))

第8条 延滞利子については、閏年についても年365日当たりの割合で課すものとする。

別表

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
平均月額	177,000円	261,000円	319,000円	376,000円	411,000円
世帯人員	6人	7人	8人	9人	10人
平均月額	459,000円	513,000円	558,000円	603,000円	648,000円

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。